

指定障がい福祉サービス事業所の基準に係る条例の一部改正について

1 概要

- ・ 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)により、共同生活介護の共同生活援助への一元化等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)の一部改正がなされ、平成26年4月1日から施行されます。
- ・ これに伴い、国においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」といいます。)の一部改正が11月になされ、平成26年4月1日から施行されます。
- ・ 本市においても、「宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年条例第9号。以下「基準条例」といいます。)を一部改正する必要があります。

2 改正の内容

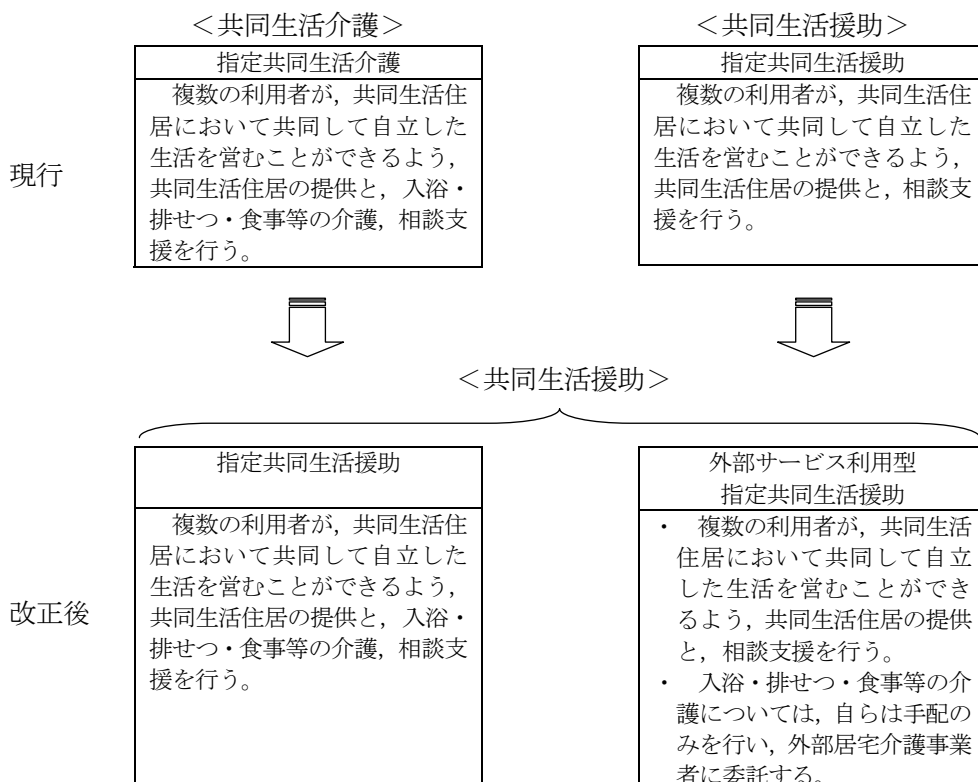
(1) 重度訪問介護の対象者の拡大(基準条例第5条第2項)

重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は重度の精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者を追加します。

(2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化

ア 概要

- ・ 現行の「共同生活介護」を「共同生活援助」へ一元化するとともに、「共同生活援助」の中に「外部サービス利用型指定共同生活援助」を新設し、これらに係る基準を定めます。



- ・ 本体住居との密接な連携を前提として、入居定員を一人とするサテライト型住居を創設し、これに係る基準を定めます。

イ 「指定共同生活援助」・「外部サービス利用型指定共同生活援助」に係る基準（主なもの）（改正後の基準条例第12章）

	指定共同生活援助	外部サービス利用型指定共同生活援助
人員に関する基準	・ 現行の指定共同生活介護と同様	・ 現行の指定共同生活援助と同様の基準とした上で、世話人の配置基準を、現行の指定共同生活介護と同様（利用者6人に対し1人以上）とすること。 ※ 当分の間、経過措置あり
設備・運営に関する基準	・ 現行の指定共同生活介護と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に示すものを除き、改正後の指定共同生活援助の規定を準用 <ul style="list-style-type: none"> 重要説明事項に、外部居宅介護事業者名等を追加すること。 適切に外部居宅介護サービスが提供されるような措置を講ずること。 運営規程に、外部居宅介護事業者名等を追加すること。 事業の開始に当たり、外部居宅介護事業者との委託契約締結等を行うこと。

ウ サテライト型住居に係る基準（主なもの）（改正後の基準条例第181条第9項等）

設備・運営に関する基準	日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
	居室の面積は、収納設備等を除き7.43平方メートル以上とすること。

3 改正の方向性

今回の基準条例の改正は全て基準省令の改正と同様とします。

【上記の理由】

- ・ 今回の基準省令・基準条例の改正に合わせて、全国一律に適用される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）の改正が行われる予定であり、特段の理由がない限り、新設される制度の内容は、国と同様とすべきこと。
- ・ 本市の実情に、基準省令で定められた基準と異なる、又は強化する基準を定めるべき事情、特殊性はないこと。

4 条例改正の施行日

平成26年4月1日（予定）